

三重県における東日本大震災の
災害廃棄物処理に関するガイドライン
(最終原案)

三重県環境生活部
廃棄物対策局

目 次

1	目的	1
2	処理の基本的な考え方	1
3	関係法令等	1
4	処理の対象とする災害廃棄物	2
5	災害廃棄物の放射能濃度	2
6	災害廃棄物の処理枠組	3
	図 1 災害廃棄物の処理枠組	5
	図 2 災害廃棄物の受入の基本的な手続き	6
7	災害廃棄物の処理工程	7
8	災害廃棄物の放射線モニタリング	10
	図 3 災害廃棄物の処理の流れと放射線モニタリング	11
	表 1 災害廃棄物の処理工程ごとの放射線測定	12
9	災害廃棄物の処理工程ごとの放射線測定	13
10	放射線以外の項目にかかる測定	23
11	放射能濃度等の測定の特例	<u>24</u>
12	適正処理の管理	24
13	情報の公開	24
	別添 1 平成 24 年 4 月 20 日付け合意書	26
	別添 2 平成 24 年 4 月 20 日付け覚書	27
	別添 3 平成 24 年 4 月 23 日付け確認書（宮城県）	28
	別添 4 平成 24 年 4 月 23 日付け確認書（岩手県）	29

三重県における東日本大震災の災害廃棄物処理に関するガイドライン (案)

1 目 的

本ガイドラインは、東日本大震災により発生した災害廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）を県内で処理する場合における、技術的な事項等を定めることにより、災害廃棄物の処理における安全性を確保し、災害廃棄物の処理を支援することで被災自治体の復興に資することを目的とする。

また、本ガイドラインは、県内に搬入される災害廃棄物の処理を行う者を対象として、県内で災害廃棄物の処理を行う場合の基本的な事項を取り扱うものとする。

2 処理の基本的な考え方

災害廃棄物の処理については、平成 24 年 4 月 20 日に三重県市長会、三重県町村会及び三重県の 3 者で取り交わした「災害廃棄物（がれき）の広域処理への対応に係る合意書」（環境省立会。別添 1 参照）及び「災害廃棄物（がれき）の広域処理への対応に関する覚書」（別添 2 参照）に基づき、三重県（以下「県」という。）が県内市町と一体となって、三重県内における放射能濃度等のモニタリング、焼却、埋立処分等に関する個別計画の策定をはじめ、その計画の実施等について行うものとする。

3 関係法令等

災害廃棄物の処理は、本ガイドラインによるほか、次の法令等の規定を踏まえ行うものとする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）（以下「廃棄物処理法」という。）
- (2) 東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成 23 年法律第 99 号）
- (3) 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号）
- (4) 東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理に関する基準等（平成 24 年環境省告示第 76 号）
- (5) 東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドライン（平成 23 年 8 月 11 日、一部改訂平成 23 年 10 月 11 日、一部改訂平成 23 年 11 月 18 日、一部改訂平成 24 年 1 月 11 日）
- (6) 災害廃棄物の処理に関する国の通知等
 - 東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）（平成 23 年 5

月 16 日)

- 一般廃棄物焼却施設における焼却灰の測定及び当面の取扱いについて(平成 23 年 6 月 28 日)
- 一般廃棄物処理施設における放射性物質に汚染されたおそれのある廃棄物の処理について(平成 23 年 8 月 29 日)
- 廃棄物最終処分場における焼却灰等の埋立処分について(注意喚起)(平成 23 年 9 月 21 日)
- 災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドラインに関する Q&A について(平成 23 年 10 月 21 日)

なお、今後、災害廃棄物の処理に関する法令等が制定され、又は関係法令等が改正された場合には、必要に応じて本ガイドラインを見直す。

4 処理の対象とする災害廃棄物

本ガイドラインで処理の対象とする災害廃棄物は、宮城県又は岩手県内の災害廃棄物のうち、木くず又は木くずとその他の可燃廃棄物が混合した混合廃棄物とし、福島県内の災害廃棄物は処理の対象としない。

その他の可燃廃棄物とは、紙くず、繊維くず、廃プラスチック類等の可燃性のものをいい、PCB 汚染物、感染性廃棄物、廃石綿等の特別管理廃棄物及び石綿含有廃棄物(以下「有害廃棄物等」という。)に該当するものを除く。

なお、有害廃棄物等については、災害廃棄物の搬出自治体において責任を持って分別することとし、混入された災害廃棄物は受け入れしない。

5 災害廃棄物の放射能濃度

- (1) 対象とする放射性物質は、セシウム 134 及びセシウム 137 とする。
- (2) 災害廃棄物の処理に伴い処理作業の従事者及び周辺住民が受ける線量限度は、国際放射線防護委員会(ICRP)勧告による一般公衆の年間線量限度である 1 ミリシーベルト/年を下回るものとする。
- (3) 受け入れるにあたって目安とする災害廃棄物の放射能濃度(以下「受入処理の目安値」(注 1)という。)は、100 ベクレル/kg 以下とする。
- (4) 災害廃棄物を焼却処理し発生した焼却灰等を県内で埋立処分する場合に目安とする放射能濃度(以下「埋立処分の目安値」(注 1)という。)は、2,000 ベクレル/kg 以下とする。
- (5) 災害廃棄物の処理等によって得られた再生利用製品(例えば、セメント、土壌改良材、覆土材など、廃棄物としての埋立処分がされないもの。)で、目安とする放射能濃度(以下「再生利用製品の目安値」(注 1)という。)は、放射性セシウム濃度のクリアランスレベル(注 2)である 100 ベクレル/kg 以下とする。

注1 目安値は、セシウム 134 とセシウム 137 の合計値とする。

注2 クリアランスレベルとは、「放射性物質として扱う必要がないもの」として原子炉等規制法（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律）に定められたものであり、我が国では、原子炉施設等の解体等に伴って大量に発生する金属、コンクリート等について定められ、放射性セシウム濃度で 100 ベクレル/kg とされている。

6 災害廃棄物の処理枠組

本ガイドラインに基づいて、三重県内で災害廃棄物を受け入れ、処理を行う場合の各行政機関等の枠組は図 1 のとおりとする。また、受け入れるまでの基本的な手続きは（1）から（9）及び図 2 のとおりとする。

（1）確認書の締結

県は、宮城県・岩手県と、各主体の役割、安全確保等の基本的な事項について、平成 24 年 4 月 27 日に確認書を締結した。（別添 3、別添 4 参照）

（2）処理体制の検討

施設設置者は、保有する施設の能力や立地条件、地元の意見等を勘案して、受入条件について検討する。

県は、運搬時の体制について被災県との調整を行う。また、焼却灰等の処分先の確保のため調整を行うとともに、県外の処分先について、国に斡旋を求める。

なお、住民説明については、本ガイドラインに基づく安全性についてのわかりやすい資料を県が作成し、県と市町が共同して説明を行う。

（3）受入調整

市町、一部事務組合、広域連合（以下「市町等」という。）は、処理体制の検討結果を踏まえて、受入可能量を算定し、県に報告する。

県は、市町等からの報告を受け、被災県に報告し、被災県を通じて、条件の合う被災市町村と搬入量を確定する。

（4）処理体制の意見照会・現地調査

県と市町等は、確定した被災市町村と搬入量に応じた処理体制を取り決め、その処理体制を環境省に報告し、安全性に関する助言を求める。

また、県と市町等は、現地調査を実施したうえで処理体制を確定する。

（5）協定書の締結

県は、広域処理に関する具体的な事項（測定方法、目安値を超過した場合の返却方法等）について、環境省の立会いのもと、宮城県・岩手県と協定書を締結する。

(6) 災害廃棄物処理の個別計画の策定

実際の受け入れに当たっては、施設設置者が県と連携のうえ、被災自治体等の実状を勘案して、より具体的な個別計画を策定する。

【個別計画に記載すべき具体的事項の例】

- ① 試験焼却の実施方法及びその放射能濃度等のモニタリングの計画
- ② 受入処理期間
- ③ 搬出時の性状（種類、大きさ、形状）を含む、現地における災害廃棄物の選別及び破砕に係る計画
- ④ 運搬の方法（運搬に係る保管場所、保管方法、保管期間、積替え場所についての内容を含む。船舶運搬の場合は、荷上げ場所、保管場所、保管方法、保管期間を含む。）
- ⑤ 焼却施設等への搬入方法（受入車両サイズの制約、コンテナの形状指定等の条件を含む）
- ⑥ 焼却施設等の1日当たり処理予定最大量、混焼比率
- ⑦ 最終処分（焼却灰等）の想定量、処分先、運搬の実施主体、運搬の方法、搬入方法、関係市町との連絡体制
- ⑧ 再生処理施設への搬入前の保管方法（場所、期間等）、運搬の実施主体、運搬の方法、搬入方法
- ⑨ 再生利用製品の想定量、再生利用先

(7) 災害廃棄物の試験焼却

災害廃棄物の処理を行う際には、本格的な処理を開始する前に、受け入れる災害廃棄物が発生した被災地域ごとに、施設設置者において試験的に焼却処理を行い、放射能濃度等を測定し、安全性を確認する。

試験焼却を行う際は、本格的な焼却処理を行う場合と同様の方法で焼却を行う。

なお、災害廃棄物の搬出から焼却処理に至る間の放射線等のモニタリングについては、本格的な焼却処理を行う場合と同様の方法（「11 放射能濃度等の測定の特例」を含む。）（P24）に準じ、個別計画において定める。

(8) 個別処理契約の締結

県は被災市町村（被災県に事務委託されている場合は被災県）と個別に処理契約を締結する。また、県は市町等の処理に係る委託先と再委託契約を締結する。

なお、状況に応じて、施設設置者が被災自治体と直接契約することもできる。

(9) 受入実施

処理工程、放射線等の測定方法等については、「7 災害廃棄物の処理工程」（P7）以降に定める方法による。

図1 災害廃棄物の処理枠組

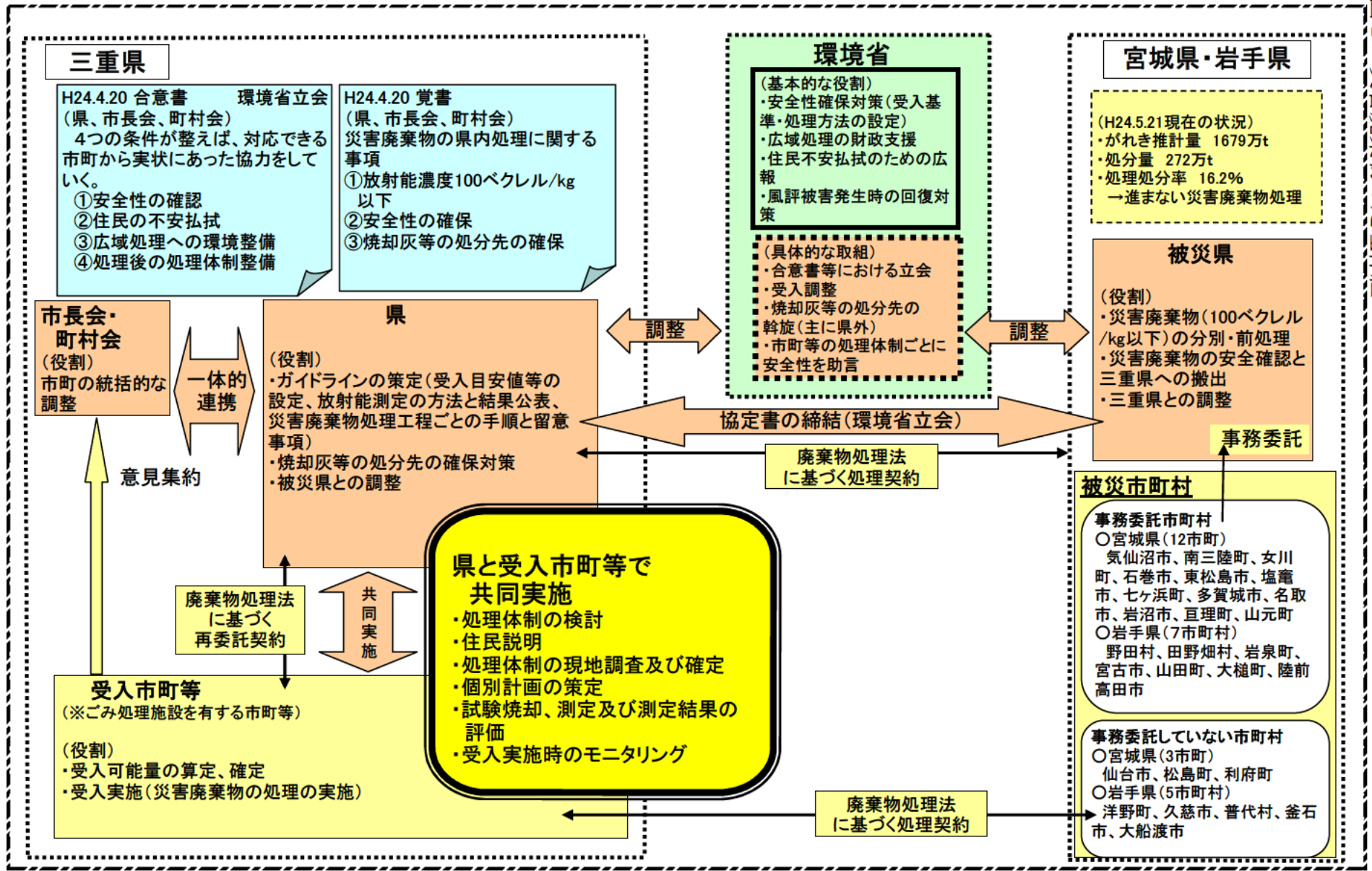
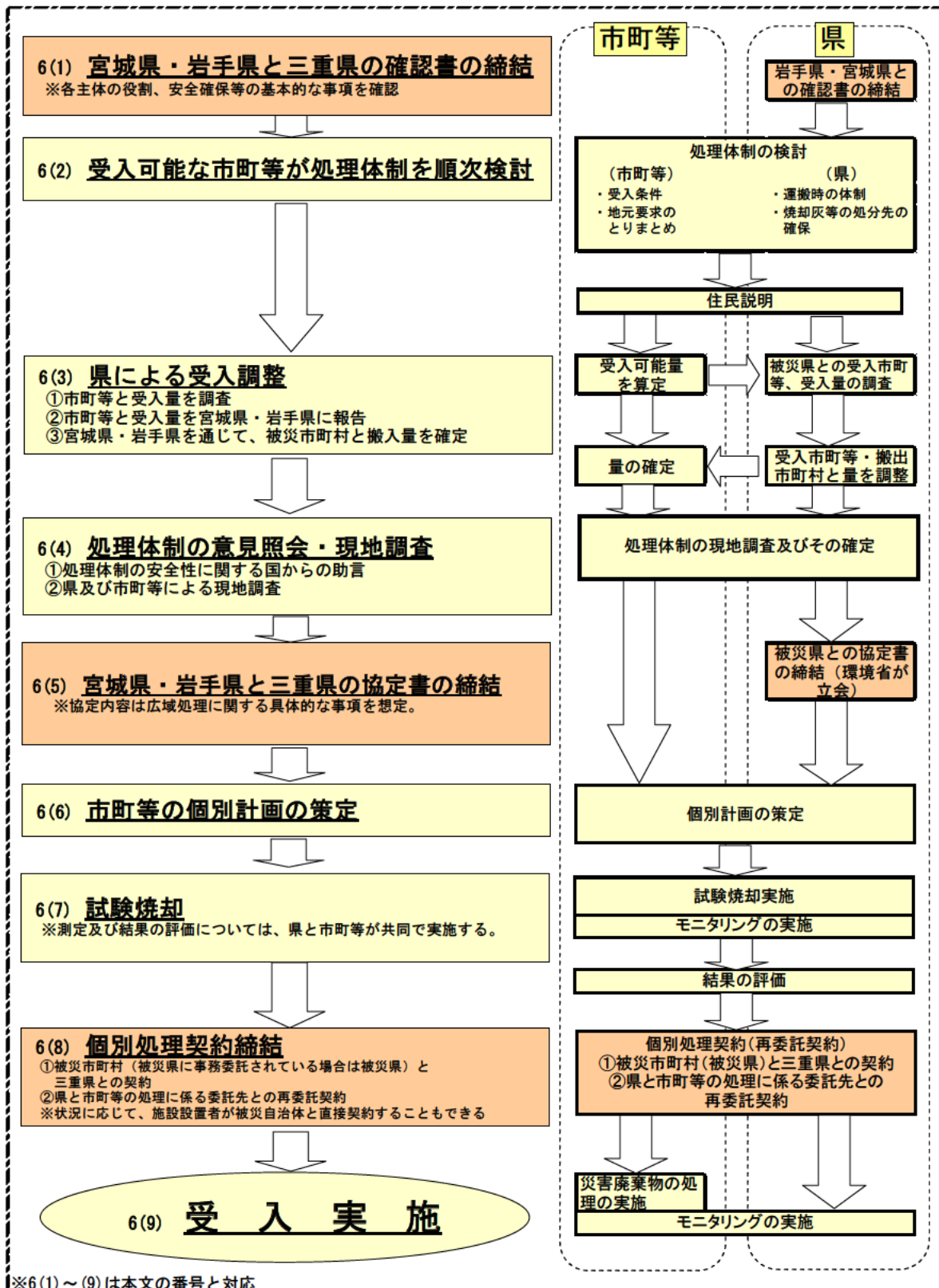


図2 災害廃棄物の受入の基本的な手続き



7 災害廃棄物の処理工程

標準的な処理工程は以下のとおりとする。また、処理の流れは図3のとおりである。
なお、標準的な処理工程と異なる場合の対応については、個別計画に定める。

災害廃棄物は、被災県において、施設設置者が処理可能となるように選別・破碎処理をした後、放射能濃度を測定し、受入処理の目安値 100 ベクレル/kg 以下であることが確認されたものをコンテナに積み込み、鉄道、船舶等により運搬する。その後、三重県内の焼却施設等で焼却、焼成、焙焼、熔融等の処理（以下「焼却処理等」という。）を行い、処理に伴い発生する焼却灰（主灰、（熔融）飛灰）、熔融スラグ等（以下「焼却灰等」という。）は、埋立処分の目安値 2,000 ベクレル/kg 以下で適正に埋立処分するか、再生利用製品の目安値 100 ベクレル/kg 以下の製品とする。

なお、本ガイドラインにおいて、作業員が受ける線量は一般公衆の年間線量限度を下回るが、作業員の安心を図るためには、処理業務に直接携わる作業員に、個人外部被ばく線量の把握のためのフィルムバッジ等の個人線量計の着用、粉じん吸入防止のためのマスクの使用も考えられる。

【被災自治体による処理業務】

（1）被災地からの搬出

- ・被災地内の災害廃棄物は、一次仮置場に集められ、重機等により粗選別される。
- ・二次仮置場では、粗選別された災害廃棄物が選別施設等でさらに選別される。
- ・被災県において選別された木くず等は、有害廃棄物等の混入がないことを確認したうえで、焼却施設等で焼却可能な大きさにするため、被災県の破碎施設等で処理を行う。
- ・処理後の災害廃棄物の運搬には、密閉式のコンテナ等を使用することで、飛散、流出及び悪臭の防止を図る。
- ・使用するコンテナ等は洗淨等により清浄に保ち、運搬時における災害廃棄物の飛散リスクの低減を図る。
- ・コンテナ等は、焼却施設等に搬入されるまでの間、特段の事情がある場合を除き開閉しない。

（2）災害廃棄物の運搬

- ・被災県から三重県までの運搬は、輸送の効率化を図るため、原則として鉄道又は船舶による方法とするが、全行程を車両で運搬することを妨げない。
- ・鉄道又は船舶から積み降ろしたコンテナ等は、コンテナトレーラーなどの車両を用いて焼却施設等まで運搬する。
- ・運搬途中でコンテナ等を保管する場合は、運搬等の作業に必要な最小限の期間とし、保管場所、保管期間については、6（6）（P4）で示す個別計画に定め、その場所以外での保管は行わない。
- ・焼却施設等までの三重県内における運搬経路（積降港や保管場所等）に位置

する関係市町との調整は、県が行う。

- ・ 焼却施設等以外の場所で、積み替えて災害廃棄物を焼却施設等に搬入する場合は、積み替え作業中の飛散・流出防止を図るとともに、積み替え後の運搬においても、フレコンバッグに入れてシート掛けする等、運搬中の飛散流出防止措置を講じること。

【焼却処理等を行う者による処理業務】

(3) 災害廃棄物の焼却処理

- ・ 焼却処理等は、廃棄物処理法第8条第1項に基づく一般廃棄物処理施設又は同法第15条第1項の産業廃棄物処理施設(同法第15条の2の5の産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例の届出を行ったものに限る。)である焼却施設等で行う。
- ・ 焼却処理等は、ろ過式集じん方式の集じん機等、排ガス中の放射性物質を除去する高度の機能を有する排ガス処理設備を備えている施設で行う。
- ・ 焼却施設等を設置する事業場内で災害廃棄物を保管する場合は、飛散防止のため、原則、コンテナ等の容器で行うか、または屋内で行う。
- ・ コンテナでの災害廃棄物の保管は、焼却等の処理作業に必要な最小限の期間とし、保管場所の選定、保管期間については、6(6)(P3)で示した個別計画に定め、その場所以外での保管は行わない。
- ・ 焼却灰等の保管は、灰保管ピット等飛散防止措置が講じられた場所で行う。
- ・ 焼却灰等の運搬は、飛散・流出しないように、フレコンバッグ、ドラム缶等の容器に入れて運搬するか、焼却灰等を湿潤状態にしたうえで、ダンプトラック(荷台シート掛け)又は天蓋車により運搬する。

【埋立処分を行う者による処理業務】

(4) 焼却灰等の埋立処分

- ・ 焼却灰等の埋立処分は、管理型最終処分場(注)において、次のとおり行う。
 - ① 焼却灰等の埋立場所が特定できるように措置する。
 - ② 埋め立てる焼却灰等と水がなるべく接触しないように、場内の水が溜まりやすい場所での埋立は行わない。
 - ③ 既存廃棄物の上に土壌層を施した後、焼却灰等を埋め立てる。
 - ④ 飛散、流出防止のため即日覆土(15cm以上)を施す。
 - ⑤ 埋立処分が終了した区画は、厚さ50cm以上の覆土を施す。
 - ⑥ 場内の埋立場所(深さを含む。)を記録し、保管する。
- ・ 県内の民間廃棄物処理業者の管理型最終処分場での埋立処分を行う場合にあっては、当該廃棄物処理業者は、当該処分場が立地する市町と協議のうえ、当該市町の指示に従う。
- ・ 海面埋立による処分は行わない。

(注) 管理型最終処分場とは、産業廃棄物処理施設である最終処分場の分類であり、一般廃棄物処理施設にはこうした分類はない。本ガイドラインでは、管理型最終処分場と同等の構造を持った一般廃棄物処理施設である最終処分場も含め、管理型最終処分場と表記している。

【再生利用を行う者による処理業務】

(5) 焼却灰等の再生利用

- ・ 焼却灰等を再生利用する場合には、すべての再生利用製品で放射能濃度が再生利用製品の目安値 100 ベクレル/kg 以下となるよう品質管理を行う。
- ・ 再生処理を行う施設を設置する事業場内で焼却灰等を保管する場合は、灰保管ピット等、飛散防止措置が講じられた場所またはフレコンバッグ等の容器で保管するものとする。
- ・ 保管は最小限の期間とし、保管場所の選定、保管期間については、6 (6) (P3) で示した個別計画に定め、その場所以外での保管は行わない。

8 災害廃棄物の放射線モニタリング

災害廃棄物の放射線モニタリングは、図3及び表1のとおり行う。

測定回数等の留意すべき事項については「9 災害廃棄物の処理工程ごとの放射線測定」(P13)及び「11 放射能濃度等の測定の特例」(P24)に定める。

放射能濃度の測定方法、管理運用等の留意事項については、本ガイドラインによるほか、「廃棄物等の放射能調査・測定方法暫定マニュアル(平成23年11月11日)」(以下「測定暫定マニュアル」という。)及び「事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン(平成23年12月27日)」(以下「処理ガイドライン」という。)の「第1部 汚染状況調査方法ガイドライン」並びに「第5部 放射能濃度等測定方法ガイドライン」のほか、「港湾における輸出コンテナの放射線測定のためのガイドライン(平成23年4月22日、一部改正平成23年8月3日)」に準じる。

(1) 被災自治体の役割

被災自治体は、災害廃棄物を三重県に引き渡すまでにおけるモニタリングを実施する。

(2) 県の役割

県は、引き渡し前に被災自治体が行うモニタリングのクロスチェックを行う。

また、災害廃棄物を被災自治体より引渡しを受けた以降における放射線に係るモニタリングを主体的に実施する。

なお、(4)に該当する部分についてはクロスチェックを行う。

(3) 市町等の役割

市町等は、当該市町等が設置する施設に係る設置者の責任として、通常の管理測定を確実に実施するとともに、県が実施するモニタリングの際には測定場所の確保や立会い等の協力を行う。

(4) 民間施設設置者の役割

施設の設置者が民間である場合には、民間施設設置者が当該施設に係るモニタリングを実施する。

(5) 国の役割(注)

国は、県や市町等からの要望を受けて、必要なモニタリングを実施する。

(注) 環境省中部地方環境事務所は、平成24年3月30日付け「東日本大震災の災害廃棄物広域処理に関する要望書への回答について」において、「受入側自治体に対して追加的に実施する支援策として、自治体から要望がある場合は、国も前面に出て、自治体とともに災害廃棄物の放射能濃度の測定を実施することを表明したところであり、具体的な要望に対してはできる限りの対応をいたします。」と県に回答しています。

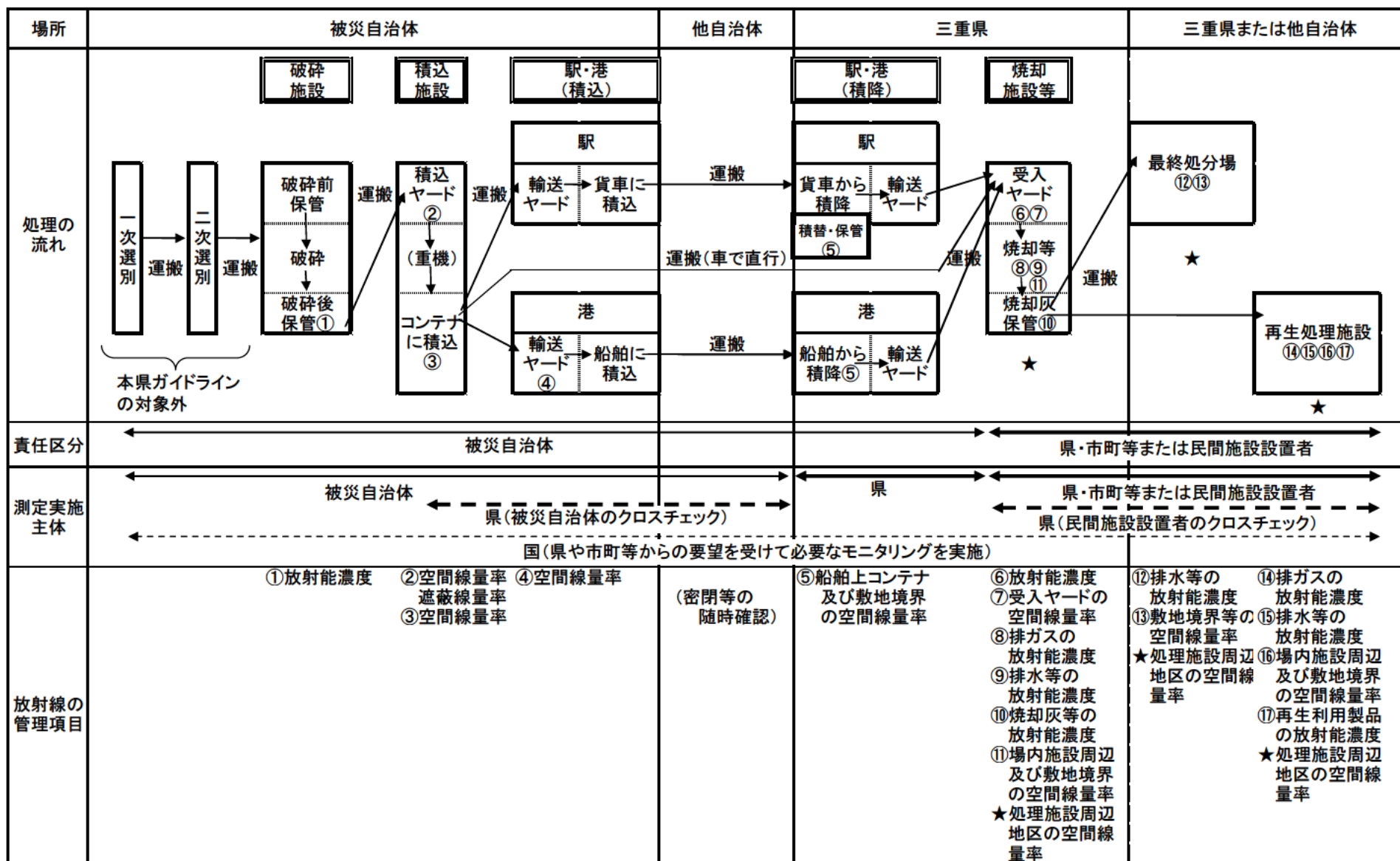


図3 災害廃棄物の処理の流れと放射線モニタリング

表1 災害廃棄物の処理工程ごとの放射線測定

場所	施設名	※	測定対象	項目	目安値	測定頻度	測定実施者	
被災自治体	破砕施設	①	破砕後のストックヤード 保管中の災害廃棄物ごと	放射能濃度	100ベクレル/kg以下	搬出前1月以内	被災自治体 (注2)	
	積込施設	②	コンテナ積込ヤード コンテナ積込前の災害廃棄物ごと	空間線量率 遮蔽線量率	バックグラウンド空間線量率の3倍未満 0.01マイクロシーベルト/h以下	積込の都度 積込の都度		
		③	コンテナ積込ヤード 災害廃棄物積込後のコンテナの側面	空間線量率	バックグラウンド空間線量率の3倍未満	積込の都度		
	港	④	海上輸送ヤード 船舶に積み込む前のコンテナごと	空間線量率	0.3マイクロシーベルト/h未満	積込の都度		
三重県	港、輸送経路の積替保管施設	⑤	船舶上	陸揚げ前のコンテナごと	空間線量率	0.3マイクロシーベルト/h未満	陸揚げの都度	県
			敷地境界		空間線量率	バックグラウンド空間線量率の3倍未満	1回/週	
		積替保管施設の敷地境界		空間線量率	バックグラウンド空間線量率の3倍未満	1回/週		
	焼却施設等	⑥	受入ヤード	受け入れたコンテナごと 展開した災害廃棄物の山ごと	放射能濃度	100ベクレル/kg以下	搬入の都度(注3)	県・市町等 (注5)
					空間線量率	バックグラウンド空間線量率の3倍未満、コンテナに表示された値未満	搬入の都度	
					空間線量率	バックグラウンド空間線量率の3倍未満	展開の都度	
		⑧	排ガス		放射能濃度	Cs134,Cs137の濃度限度が、算定値1以下	1回/月	
		⑨	排水処理施設	原水、放流水	放射能濃度	Cs134,Cs137の濃度限度が、算定値1以下	1回/月	
				排水汚泥	放射能濃度	2,000ベクレル/kg以下	1回/月	
		⑩	焼却灰等	主灰、(溶融)飛灰、溶融スラグ	放射能濃度	2,000ベクレル/kg以下	1回/月	
		⑪	敷地境界	場内施設周辺	焼却炉、灰処理設備、灰ピット周辺	空間線量率	異常に高くないこと(注4)	
敷地境界				空間線量率	バックグラウンド空間線量率の3倍未満	1回/週		
★ 県内受入施設等の周辺地区				空間線量率	バックグラウンド空間線量率の3倍未満	1回/週		
三重県または他県	最終処分場	⑫	排水処理施設	原水、放流水	放射能濃度	Cs134,Cs137の濃度限度が、算定値1以下	1回/週	
			排水汚泥	放射能濃度	2,000ベクレル/kg以下	1回/2週		
		⑬	場内施設周辺	埋立区画、埋立作業場所、受入施設	空間線量率	異常に高くないこと(注4)	1回/週	
	敷地境界			空間線量率	バックグラウンド空間線量率の3倍未満	1回/週		
	再生処理施設(セメント等)	⑭	排ガス		放射能濃度	Cs134,Cs137の濃度限度が、算定値1以下	1回/月	
				排水処理施設	原水、放流水	放射能濃度	Cs134,Cs137の濃度限度が、算定値1以下	1回/月
		⑮	排水処理施設	排水汚泥	放射能濃度	2,000ベクレル/kg以下	1回/月	
				場内施設周辺	灰保管庫、再生処理施設、製品置場	空間線量率	異常に高くないこと(注4)	1回/週
		⑯	敷地境界		空間線量率	バックグラウンド空間線量率の3倍未満	1回/週	
	⑰	再生利用製品		放射能濃度	100ベクレル/kg以下	1回/月		
★ 県内処理施設の周辺地区				空間線量率	バックグラウンド空間線量率の3倍未満	1回/週		

(注1)※の番号(①~⑰)は、図3の管理項目番号

(注2)県は②~④のクロスチェックを実施する。

(注3)①と同等の結果が得られることが確認されれば、省略できる。

(注4)「異常に高くないこと」とは、バックグラウンドを除いた空間線量率の測定値が0.19マイクロシーベルト/h未満のことをいう。(P20参照)

(注5)施設の設置者が民間である場合には、民間施設設置者が当該施設に係るモニタリングを実施する。

(注6)県や市町等の要望を受けて、国は必要なモニタリングを実施する。

9 災害廃棄物の処理工程ごとの放射線測定

標準的な処理工程に係る放射線測定の対象、項目、目安値、測定頻度、測定方法等について、(1) から (9) に示す。

なお、処理工程が記載内容と異なる場合の放射線測定については、個別計画において定めるものとする。

(1) 破砕施設

ア 破砕後保管中の災害廃棄物【表 1 ①】(放射能濃度)

被災自治体は、三重県内で処理を行うために破砕等の処理を行った災害廃棄物ごとに放射能濃度を測定(混合廃棄物にあつて、不均一なものについては、その種類ごとに測定し組成比で算出。以下同じ。)し、その結果を県へ報告する。なお、放射能濃度の変化を防ぐため、測定後の災害廃棄物には新たな廃棄物を追加しない。

また、放射能濃度の測定は、三重県への搬出予定日前 1 か月以内(搬出期間中は 1 か月ごと)に行い、測定の結果、受入処理の目安値(100 ベクレル/kg)を超過した場合、三重県への搬出は行わない。

測定方法

測定暫定マニュアル及び処理ガイドライン(第 1 部 汚染状況調査方法ガイドライン)に定める方法とする。

(2) 積込施設

ア コンテナ積込前の災害廃棄物【表 1 ②】(空間線量率)

コンテナに積み込む前にコンテナ積込ヤードにおいて、積み込む災害廃棄物ごとに空間線量率を測定し、その測定結果は、測定した災害廃棄物が積み込まれたコンテナに表示する。

測定の結果、バックグラウンド空間線量率の 3 倍以上(注)となった場合は、三重県への搬出は行わない。

(注) 国のガイドラインでは、バックグラウンド空間線量率に比べ有意に高いことが認められた場合は、搬出は行わず城内処理するとなっており、有意値については、バックグラウンド空間線量率の 3 倍値を参考として挙げています。

測定方法

- ① エネルギー補償型 NaI シンチレーションサーベイメータ(注)を使用する。
- ② コンテナに積み込む災害廃棄物ごとに 5～10 地点、山の下端から 1 m 離れ、高さ 1 m で測定する。
- ③ 時定数は 20 秒以上とし、その 3 倍以上の時間が経過してから測定を開始する。

- ④ 時定数の間隔で5回測定し、5回の平均値を測定値とする。
- ⑤ バックグラウンドは、災害廃棄物による影響がない近傍2地点の高さ1 m位置において、①、③及び④と同じ方法で測定する。

(注) 放射性物質によって異なる放射線のエネルギーの強さを考慮する機能を搭載した、ガンマ線測定器のこと。

イ コンテナ積込前の災害廃棄物【表1②】(遮蔽線量率)

コンテナに積み込む前に、コンテナ積込ヤードにおいて積み込む災害廃棄物ごとに遮蔽線量率(注)を測定する。

測定の結果、0.01 マイクロシーベルト/hを超えた場合は、三重県への搬出は行わない。

(注) 遮蔽線量率とは、鉛製の箱の中で試料に測定器を接触させて測る線量率の測定であり、周辺からの影響を受けずに試料そのものから出る線量率を測定することができる。測定方法は、測定箱の中に試料を入れない状態で測った線量率をバックグラウンドとし、遮蔽線量率の測定値は、バックグラウンド遮蔽線量率を除いた値とする。なお、遮蔽線量率の暫定値は、東京都の実施例(遮蔽線量率の測定値が0.01 マイクロシーベルト/hを超えた場合は搬出しないと、岩手県宮古市の先行事業では、遮蔽線量率の測定結果は0.000~0.002 マイクロシーベルト/hであり、放射能濃度の測定結果は、40 ベクレル/kg未満であった)を参考にした。

測定方法

- ① エネルギー補償型 NaI シンチレーションサーベイメータを使用する。
- ② 災害廃棄物の山の10箇所から均等に測定に供する検体を抽出し、プラスチック袋に試料を5L詰めたものを1検体とし3検体作成する。
- ③ 1検体ずつ遮蔽体内に入れてサーベイメータの先端を袋面に直接静かに当て、5回の平均値を計測値とする。
- ④ 時定数は20秒以上とし、その3倍以上の時間が経過してから測定を開始する。
- ⑤ バックグラウンドは、遮蔽体内に廃棄物を入れない状態で、作業前に5回測定した平均値とする。
- ⑥ 目安値との評価は、3検体の平均値で行う。

ウ 災害廃棄物積込後のコンテナ【表1③】(空間線量率)

災害廃棄物を積み込んだ後のコンテナごとに、空間線量率を測定する。

測定の結果、空間線量率がバックグラウンド空間線量率の3倍以上となった場合は、コンテナ外面の洗浄を行った後、再測定を行う。その結果が同様にバックグラウンドの3倍以上になった場合は、三重県への搬出は行わない。

測定方法

- ① エネルギー補償型 NaI シンチレーションサーベイメータを使用する。
- ② 左右前後の4側面の中心に対して1 m離れた位置で測定する。

- ③ 時定数は 20 秒以上とし、その 3 倍以上の時間が経過してから測定を開始する。
- ④ 時定数の間隔で 5 回測定し、5 回の平均値を計測値とする。
- ⑤ バックグラウンドはア⑤のデータを使用する。（異なる場所である場合にはアの方法（P13）により求める。）

（3）積込港（被災県）

ア 海上輸送ヤードにある災害廃棄物積込後のコンテナ【表 1④】（空間線量率）

災害廃棄物を積み込んだ後のコンテナごとに、空間線量率を測定する。

測定の結果、0.3 マイクロシーベルト/h 以上となった場合には、コンテナ外面の洗浄を行った上で、その後、再測定を行う。その結果、空間線量率が再度 0.3 マイクロシーベルト/h 以上となった場合は、船舶への積み込みを行わない。

（注）海上輸送の空間線量率の基準（0.3 マイクロシーベルト/h）は、国土交通省作成「港湾における船舶の放射線測定のためのガイドライン」及び「港湾における輸出コンテナの放射線測定のためのガイドライン」を受け、社団法人日本港運協会と全国港湾労働組合連合会、全日本港湾運輸労働組合同盟が、港湾労働者の安全を確保するため締結した「福島第一原発事故に伴う放射能汚染問題（中古自動車・建機等）に関する暫定確認書」で、0.3 マイクロシーベルト/h 以上の数値が検出された場合は、港湾労働者は取り扱わない（荷主責任で回収）と規定されている。

測定方法

- ① エネルギー補償型 NaI シンチレーションサーベイメータを使用する。
- ② 左右前後の 4 側面の中心に対して、コンテナ表面に近づけた位置（直接コンテナ表面に当てないこと）で測定する。
- ③ 時定数は 20 秒以上とし、その 3 倍以上の時間が経過してから測定を開始する。
- ④ 時定数の間隔で 5 回測定し、5 回の平均値を計測値とする。

（4）積降港（三重県）

ア 陸揚げ前のコンテナ【表 1⑤】（空間線量率）

輸送中の汚染がないことを確認するため、輸送されたコンテナについて、船舶上でコンテナごとに空間線量率を測定する。測定場所がない等の理由で陸揚げ前の測定ができない場合には、陸揚げ後速やかに測定する。

コンテナの側面で測定した空間線量率が 0.3 マイクロシーベルト/h 以上の場合は被災地へ返送する。

測定方法

- ① エネルギー補償型 NaI シンチレーションサーベイメータを使用する。
- ② 左右前後の 4 側面の中心に対して、コンテナ表面に近づけた位置（直接

コンテナ表面に当てないこと)で測定する。

- ③ 時定数は 20 秒以上とし、その 3 倍以上の時間が経過してから測定を開始する。
- ④ 時定数の間隔で 5 回測定し、5 回の平均値を計測値とする。

イ 港湾保管施設の敷地境界【表 1⑤】(空間線量率)

港湾保管施設の敷地境界において、受け入れ前に予め空間線量率を測定(1日1回、作業日の3日間以上)し、保管中は週1回、空間線量率を測定する。

測定の結果、バックグラウンド空間線量率の3倍以上となった場合には、個別コンテナの空間線量率を(2)ウの測定方法(P14)により再測定する。再測定の結果、バックグラウンド空間線量率の3倍以上となった場合には、当該コンテナ中の災害廃棄物の放射能濃度の測定を行い、受入処理の目安値(100ベクレル/kg)を超過した災害廃棄物は被災地へ返送する。

測定方法

- ① エネルギー補償型 NaI シンチレーションサーベイメータを使用する。
- ② 敷地境界4方向各1地点について、高さ1mで測定する。
- ③ 時定数は 20 秒以上とし、その 3 倍以上の時間が経過してから測定を開始する。
- ④ 時定数の間隔で5回測定し、5回の平均値を計測値とする。
- ⑤ バックグラウンドは、災害廃棄物による影響がない近傍2地点の高さ1m位置において①、③及び④と同じ方法で測定する。

(5) 輸送経路の積み替え保管(三重県)【表 1⑤】(空間線量率)

輸送経路(積み替え駅施設を含む。)における保管は、極力行わないようにする。

やむを得ず保管を行う場合は、(4)イ(P16)に準じて保管施設の敷地境界の空間線量率を測定する。測定結果の取扱いについても同様とする。

(6) 焼却施設等

ア 受入ヤード【表 1⑥】(放射能濃度)

受け入れたコンテナごとに放射能濃度の測定を行い、受入処理の目安値(100ベクレル/kg)を超過した災害廃棄物は被災地へ返送する。

なお、この測定は試験焼却時には必ず行い、実際の受入時における測定結果が(1)と同等の結果が得られることが確認されれば、省略しても差し支えない。

測定方法

測定暫定マニュアル及び処理ガイドライン（第1部 汚染状況調査方法ガイドライン）に定める方法とする。

イ 受入ヤード【表1⑦】（空間線量率）

受け入れたコンテナの搬入ごとに空間線量率を測定する。

測定の結果、バックグラウンド空間線量率の3倍以上かつコンテナに表示された値（空間線量率）以上となった場合は、当該コンテナ中の災害廃棄物の放射能濃度の測定を行い、受入処理の目安値（100 ベクレル/kg）を超過した災害廃棄物は被災地へ返送する。

測定方法

- ① エネルギー補償型 NaI シンチレーションサーベイメータを使用する。
- ② 左右前後の測定可能な側面の中心に対して、コンテナ表面に近づけた位置（直接コンテナ表面に当てないこと）で測定する。
- ③ 時定数は 20 秒以上とし、その3倍以上の時間が経過してから測定を開始する。
- ④ 時定数の間隔で5回測定し、5回の平均値を計測値とする。
- ⑤ バックグラウンドは、災害廃棄物による影響がない近傍2地点の高さ1 m位置において①、③及び④と同じ方法で測定する。

ウ 処理のためコンテナから災害廃棄物を一時的にヤードに保管する場合

【表1⑦】（空間線量率）

コンテナから展開した災害廃棄物の山ごとに空間線量率を測定する。

測定の結果、バックグラウンド空間線量率の3倍以上となった場合は、災害廃棄物の放射能濃度について調査を行う。調査は適切な区画に区分した単位ごとに行い、その内 100 ベクレル/kg を超えた災害廃棄物については被災地へ返送する。

測定方法

- ① エネルギー補償型 NaI シンチレーションサーベイメータを使用する。
- ② 保管場所（山）の大きさにより5~10地点、山の下端から1 m離れ、高さ1 mで測定する。
- ③ 時定数は 20 秒以上とし、その3倍以上の時間が経過してから測定を開始する。
- ④ 時定数の間隔で5回測定し、5回の平均値を計測値とする。
- ⑤ バックグラウンドは、災害廃棄物による影響がない近傍2地点の高さ1 m位置において①、③及び④と同じ方法で測定する。

エ 排ガス【表 1 ⑧】（放射能濃度）

焼却施設等の排ガスの放射能濃度を、受け入れ前に予め測定し、受け入れ中は月 1 回測定する。

測定の結果、下記の算定式により算出した値が 1 を超過した場合は、直ちに処理を中断するとともに、焼却灰等及び災害廃棄物の放射能濃度の測定を行う。

その結果、災害廃棄物が 100 ベクレル/kg を超えた場合には、適切な区画に区分した単位ごとに再度測定を行い、その内 100 ベクレル/kg を超えた災害廃棄物については被災地へ返送する。2,000 ベクレル/kg を超えた焼却灰等については、放射能濃度の測定を行うとともに、混焼比率等について調査を行う。調査は適切な区画に区分した単位ごとに行い、その内 2,000 ベクレル/kg を超えた焼却灰等については、被災自治体と市町等及び県で処理方法について検討する。

焼却施設等に原因がある場合は、当該施設での改善が終了するまで処理を中止する。

【算定式】（排ガス）

$$\frac{\text{セシウム 134 の濃度 (ベクレル/m}^3\text{)}}{20 \text{ (ベクレル/m}^3\text{)}} + \frac{\text{セシウム 137 の濃度 (ベクレル/m}^3\text{)}}{30 \text{ (ベクレル/m}^3\text{)}}$$

※ 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成 23 年環境省令第 33 号）第 25 条第 1 項第 5 号に基づく算定式

測定方法

処理ガイドライン（第 5 部 放射能濃度等測定方法ガイドライン）に定める方法とする。

オ 排水等【表 1 ⑨】（放射能濃度）

焼却施設等の放流水、排水処理施設に入る前の原水（放流水のある場合に限る。）、排水処理施設からの排水汚泥の放射能濃度を、受け入れ前に予め測定し、受け入れ中は月 1 回測定する。

放流水、原水について、測定の結果、下記の算定式により算出した値が 1 を超過した場合、又は排水汚泥で埋立処分を目安 2,000 ベクレル/kg を超えた場合には、直ちに処理を中断するとともに、焼却灰等及び災害廃棄物の放射能濃度の測定を行う。

その結果、災害廃棄物が 100 ベクレル/kg を超えた場合には、適切な区画に区分した単位ごとに再度測定を行い、その内 100 ベクレル/kg を超えた災害廃棄物については被災地へ返送する。2,000 ベクレル/kg を超えた焼却灰等については、放射

能濃度の測定を行うとともに、混焼比率等について調査を行う。調査は適切な区画に区分した単位ごとに行い、その内 2,000 ベクレル/kg を超えた焼却灰等については、被災自治体と市町等及び県で処理方法について検討する。

焼却施設等に原因がある場合は、当該施設での改善が終了するまで処理を中止する。

【算定式】（排水等）

$$\frac{\text{セシウム 134 の濃度 (ベクレル/L)}}{60 \text{ (ベクレル/L)}} + \frac{\text{セシウム 137 の濃度 (ベクレル/L)}}{90 \text{ (ベクレル/L)}}$$

※ 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成 23 年環境省令第 33 号）第 25 条第 1 項第 6 号に基づく算定式

測定方法

処理ガイドライン（第 5 部 放射能濃度等測定方法ガイドライン）に定める方法とする。

カ 焼却灰等【表 1 ⑩】（放射能濃度）

焼却等に伴い発生する焼却灰等について、受け入れ前に予め測定し、受け入れ中は月 1 回、放射能濃度を測定する。

県内で埋立処分を行おうとする焼却灰等の測定の結果が、2,000 ベクレル/kg を超過した場合は、直ちに処理を中断するとともに、焼却灰等及び災害廃棄物の放射能濃度の測定を行う。

その結果、災害廃棄物が 100 ベクレル/kg を超えた場合には、適切な区画に区分した単位ごとに再度測定を行い、その内 100 ベクレル/kg を超えた災害廃棄物については被災地へ返送する。2,000 ベクレル/kg を超えた焼却灰等については、放射能濃度の再測定を行うとともに、混焼比率等について調査を行う。調査は適切な区画に区分した単位ごとに行い、その内 2,000 ベクレル/kg を超えた焼却灰等については、被災自治体と市町等及び県で処理方法について検討する。

焼却施設等に原因がある場合は、当該施設での改善が終了するまで処理を中止する。

測定方法

処理ガイドライン（第 5 部 放射能濃度等測定方法ガイドライン）に定める方法とする。

キ 事業場内施設周辺【表 1 ⑪】（空間線量率）

焼却施設等が設置されている事業場内の焼却炉周辺、灰処理設備周辺、灰ピット周辺において、受け入れ前に予め空間線量率を測定（1日1回、作業日の3日間以上）し、受け入れ中は週1回空間線量率を測定する。

測定の結果、空間線量率が異常に高くなった場合（注）には、直ちに処理を中断するとともに、焼却灰等及び災害廃棄物の放射能濃度の測定を行う。

（注）異常に高くなった場合とは、バックグラウンドを除いた空間線量率の測定値が 0.19 マイクロシーベルト/h 以上となることをいう。その考え方は、災害廃棄物の処理にあたって、作業者の受ける線量限度を 1 ミリシーベルト/年を下回るよう 1 時間あたりに換算すると、0.19 マイクロシーベルト/h となる。1 日のうち屋外で 8 時間、遮蔽効果（0.4 倍）の木造家屋内で 16 時間過ごすという生活を仮定すると、以下の式となる。

$$0.19 \text{ マイクロシーベルト/h} \times (8 \text{ 時間} + 0.4 \times 16 \text{ 時間}) \times 365 \text{ 日} \\ = 1 \text{ ミリシーベルト/年}$$

その結果、災害廃棄物が 100 ベクレル/kg を超えた場合には、適切な区画に区分した単位ごとに再度測定を行い、その内 100 ベクレル/kg を超えた災害廃棄物については被災地へ返送する。2,000 ベクレル/kg を超えた焼却灰等については、放射能濃度の再測定を行うとともに、混焼比率等について調査を行う。調査は適切な区画に区分した単位ごとに行い、その内 2,000 ベクレル/kg を超えた焼却灰等については被災自治体と市町等及び県で処理方法について検討する。

焼却施設等に原因がある場合は、当該施設での改善が終了するまで処理を中止する。

測定方法

- ① エネルギー補償型 NaI シンチレーションサーベイメータを使用する。
- ② 事業場内焼却炉周辺、灰処理設備周辺、灰ピット周辺について各 1 地点、高さ 1 m で測定する。
- ③ 時定数は 20 秒以上とし、その 3 倍以上の時間が経過してから測定を開始する。
- ④ 時定数の間隔で 5 回測定し、5 回の平均値を計測値とする。
- ⑤ バックグラウンドは、災害廃棄物による影響がない近傍 2 地点の高さ 1 m 位置において①、③及び④と同じ方法で測定する。

ク 敷地境界【表 1 ⑪】（空間線量率）

焼却施設等の敷地境界において、受け入れ前に予め空間線量率を測定（1日1回、作業日の3日間以上）し、受け入れ中は週1回空間線量率を測定する。

敷地境界の測定場所は、周辺地元自治会等の意向を踏まえ選定するものとする。

測定の結果、バックグラウンド空間線量率の 3 倍以上となった場合には、直ちに

処理を中断するとともに、焼却灰等及び災害廃棄物の放射能濃度の測定を行う。

その結果、災害廃棄物が 100 ベクレル/kg を超えた場合には、適切な区画に区分した単位ごとに再度測定を行い、その内 100 ベクレル/kg を超えた災害廃棄物については被災地へ返送する。2,000 ベクレル/kg を超えた焼却灰等については、放射能濃度の再測定を行うとともに、混焼比率等について調査を行う。調査は適切な区画に区分した単位ごとに行い、その内 2,000 ベクレル/kg を超えた焼却灰等については被災自治体と市町等及び県で処理方法について検討する。

焼却施設等に原因がある場合は、当該施設での改善が終了するまで処理を中止する。

測定方法

- ① エネルギー補償型 NaI シンチレーションサーベイメータを使用する。
- ② 敷地境界 4 方向について各 1 地点、高さ 1 m で測定する。
- ③ 時定数は 20 秒以上とし、その 3 倍以上の時間が経過してから測定を開始する。
- ④ 時定数の間隔で 5 回測定し、5 回の平均値を計測値とする。
- ⑤ バックグラウンドは、災害廃棄物による影響がない近傍 2 地点の高さ 1 m 位置において①、③及び④と同じ方法で測定する。

(7) 最終処分場

ア 排水等【表 1 ⑫】(放射能濃度)

最終処分場の放流水、排水処理施設に入る前の原水(放流水のある場合に限る。)、排水処理施設からの排水汚泥について、週 1 回 (排水汚泥は 2 週間に 1 回)、放射能濃度を測定する。

測定の結果、放流水の濃度が (6) オ (P18) の排水の算定式により算定した値が 1 を超過した場合や、排水汚泥が埋立処分を目安値 2,000 ベクレル/kg を超過した場合は、直ちに処理を中断するとともに、焼却灰等の放射能濃度の測定を行う。その結果 2,000 ベクレル/kg を超えた焼却灰等については、放射能濃度について調査を行う。調査は適切な区画に区分した単位ごとに行い、その内 2,000 ベクレル/kg を超えた焼却灰等については被災自治体と市町等及び県で処理方法について検討する。

イ 敷地境界等【表 1 ⑬】(空間線量率)

受け入れ前に予め空間線量率を測定 (1 日 1 回、作業日の 3 日間以上) し、受け入れ中は週 1 回空間線量率を測定する。測定場所は、周辺地元自治会等の意向を踏まえ選定するものとする。

測定の結果、敷地境界でバックグラウンド空間線量率の 3 倍以上となった場合や、事業場内で異常に高くなった場合には、直ちに処分を中断するとともに、焼却灰等の放射能濃度の測定を行う。 その結果 2,000 ベクレル/kg を超えた焼却灰等につい

ては、放射能濃度について調査を行う。調査は適切な区画に区分した単位ごとに行い、その内 2,000 ベクレル/kg を超えた焼却灰等については被災自治体と市町等及び県で処理方法について検討する。

測定方法

- ① エネルギー補償型 NaI シンチレーションサーベイメータを使用する。
- ② 敷地境界 4 方向各 1 地点、埋立区画ごと 4 方向各 1 地点、埋立作業場所ごと各 1 地点、受入施設がある場合は、その敷地境界 4 方向各 1 地点、受入施設事業場内 1 地点について、高さ 1 m で測定する。
- ③ 時定数は 20 秒以上とし、その 3 倍以上の時間が経過してから測定を開始する。
- ④ 時定数の間隔で 5 回測定し、5 回の平均値を計測値とする。
- ⑤ バックグラウンドは、災害廃棄物による影響がない近傍 2 地点の高さ 1 m 位置において①、③及び④と同じ方法で測定する。

(8) 再生処理施設

ア 再生利用製品【表 1 ⑰】(放射能濃度)

再生利用を行うにあたっては、再生利用製品について、月 1 回、放射能濃度を測定する。

測定の結果、100 ベクレル/kg を超えた場合は、直ちに処理を中断するとともに、当該製品については、再度再生利用できない場合には埋立処分を行うものとするが、搬出までの間、敷地内で一時保管する場合は、その場所をほかの区画と区分する。

排ガス【表 1 ⑭】(放射能濃度)については、(6) エ (P17) に準じる。

排水等【表 1 ⑮】(放射能濃度)については、(6) オ (P18) に準じる。

事業場内施設周辺【表 1 ⑯】(空間線量率)については、(6) キ (P20) に準じる。

敷地境界【表 1 ⑰】(空間線量率)については、(6) ク (P20) に準じる。

(9) 県内処理施設の周辺地区

ア 県内処理施設の周辺地区【表 1 ★】(空間線量率)

災害廃棄物処理中における、焼却施設等、最終処分場、再生処理施設の周辺地区において、受け入れ前に予め空間線量率を測定(1日1回、作業日の3日間以上)し、受け入れ中は月1回空間線量率を測定する。測定場所は、周辺地元自治会等の意向を踏まえ選定するものとする。

測定の結果、バックグラウンド空間線量率の3倍以上となった場合には、周辺の

空間線量率調査を行い、災害廃棄物の処理による影響と推定された場合には、直ちに処理を中断するとともに、施設内の空間線量率の詳細な調査を行い、また、焼却灰等の放射能濃度の測定を行う。その結果、2,000 ベクレル/kg を超えた焼却灰等については、放射能濃度の再測定を行うとともに、混焼比率等について調査を行う。調査は適切な区画に区分した単位ごとに行い、その内 2,000 ベクレル/kg を超えた焼却灰については被災自治体と市町等及び県で処理方法について検討する。

施設に原因がある場合は、当該施設での改善が終了するまで処理を中止する。

測定方法

- ① エネルギー補償型 NaI シンチレーションサーベイメータを使用する。
- ② あらかじめ選定した地点について、高さ 1 m で測定する。
- ③ 時定数は 20 秒以上とし、その 3 倍以上の時間が経過してから測定を開始する。
- ④ 時定数の間隔で 5 回測定し、5 回の平均値を計測値とする。
- ⑤ バックグラウンドは、災害廃棄物による影響がない近傍 2 地点の高さ 1 m 位置において①、③及び④と同じ方法で測定する。

10 放射線以外の項目にかかる測定

(1) アスベスト（石綿）測定

破砕後保管中の災害廃棄物【表 1 ①】については、被災自治体は、仮置場の敷地境界等でアスベストを測定し、その結果を県へ報告する。

焼却施設等の敷地境界【表 1 ⑪】、最終処分場の敷地境界【表 1 ⑬】、再生処理施設の敷地境界【表 1 ⑯】については、災害廃棄物を処理する期間内において、敷地境界の 4 方向各 1 地点（高さ 1.5～2 m の範囲）で月 1 回の頻度で行う。

アスベストの測定は、「石綿に係る特定粉じんの濃度の測定法（平成元年 12 月 27 日環境庁告示 93 号）」により行うこととし、測定の結果、いずれかの地点で大気中のアスベスト濃度が 1 リットル当たり 10 本を超過した場合は、処理を中断するとともに、廃棄物の詳細調査を行い、石綿の付着、混入のおそれのある災害廃棄物については、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第 2 版）（平成 23 年 3 月環境省）」に基づき適正に処分する。

(2) 塩化水素、ダイオキシン類、重金属類等の測定

焼却施設等の排ガス【表 1 ⑧】については、災害廃棄物を焼却する期間内において、廃棄物処理法及び各法令に基づく測定（塩化水素、ダイオキシン類等）を行う。

焼却施設等の排水等【表 1 ⑨】については、災害廃棄物を焼却する期間内において、水質汚濁防止法及び各法令に基づく測定（ダイオキシン類、重金属類等）を行う。

最終処分場の排水等【表 1 ⑫】については、災害廃棄物の焼却処理により発生した焼却灰等を埋立処分する期間内において、廃棄物処理法及び各法令に基づく測定を行う。

再生処理施設の排ガス及び排水等については、上記焼却施設等の排ガス及び排水等に準じる。

1 1 放射能濃度等の測定の特例

災害廃棄物の受け入れ処理が開始された初期においては、9（1）から9（9）（P13～P23）の規定にかかわらず、放射能濃度等の測定頻度は次により実施するものとする。

- ・ 頻度が定められているものについては、いずれも各工程の初日に最初の測定を行う。
- ・ 被災自治体の二次仮置場での災害廃棄物ごとの放射能濃度については、搬入開始後1月間は、2検体（1検体当たり10か所で採取）測定を行い、以降については、1検体の測定とする。【表 1 ①の放射能濃度】
- ・ 「週1回」と規定しているものについては、搬入開始後1週間は「毎日1回」の頻度で行う。【表 1 ⑫の放射能濃度、及び⑤、⑪、⑬、⑯の空間線量率】
- ・ 「2週1回」と規定しているものについては、搬入開始後2週間は「週1回」の頻度で行う。【表 1 ⑫の放射能濃度】
- ・ 「月1回」と規定しているものについては、搬入開始後1週間は毎日1回、その測定値が目安値を満たしている場合は、その後の3週間については週1回とする。（排ガス、排水汚泥、アスベストを除く）【表 1 ⑨、⑩、⑮、⑰の放射能濃度、及び県内処理施設の周辺地区の空間線量率】
- ・ 「月1回」と規定しているもののうち排ガス及び排水汚泥については、搬入開始後1月間は週1回とする。【表 1 ⑧、⑨、⑭、⑮の放射能濃度】
- ・ 「月1回」と規定しているもののうちアスベストについては、搬入開始1月間は2週間に1回とする。

1 2 適正処理の管理

災害廃棄物の処理を行う者は、次のとおり適正処理の管理を行う。

- （1）処理を行う災害廃棄物の受入日、受入量、処理量及び搬出量等の処理の状況を把握し、記録する。
- （2）前記の管理は、産業廃棄物管理票その他適切な管理方法により行うものとする。

1 3 情報の公開

災害廃棄物の処理に係る情報の公開は、次のとおり行う。

- (1) 県が実施した測定結果を速やかにホームページで公表する。
- (2) 被災自治体や処理施設設置者から処理の状況及び測定結果（以下「処理の状況等」という。）についての報告を定期的に受け、速やかにその情報をホームページで公開する。
- (3) 被災自治体及び災害廃棄物の処理を行う者は、「9 災害廃棄物の処理工程ごとの放射線測定」(P13) 及び「11 放射能濃度等の測定の特例」(P24) に従い実施した測定結果について、結果確定後 5 日までに三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課まで報告する。

なお、報告については県の定める様式により、電子メール、FAX、郵送等で必ず期限までに当課が確認できるように行うものとする。

異常値が検出された場合は、報告期限に関わらず速やかに県に報告するものとする。

以下のいずれかに該当する場合には、直ちに県に報告することとする。

<直ちに報告が必要な場合>

- ① 表 1 の目安値を超えた場合、又は超えるおそれのある場合
- ② アスベスト濃度が 10 本/L を超えた場合
- ③ 関係法令で定められた排ガスや排水の規制基準を超えた場合
- ④ その他、処理に関することで施設の異常が確認された場合

- (4) 災害廃棄物の処理を行う者は、施設周辺住民等に対して自ら積極的に処理の状況等について公開するよう努めるものとする。



災害廃棄物（がれき）の広域処理への対応に係る合意書

東日本大震災発生から1年が経過した現在、被災地から発生した災害廃棄物の処理は十分に進んでいる状況にはなく、また、福島第一原子力発電所の事故に伴う放射能問題から、全国的な広域処理は十分に進展しておらず、今もなお被災地の方々は復興への苦しい戦いが続いている。

この未曾有の国難からの復旧・復興に向けて、さらには復旧・復興の機運を高めるためにも、災害廃棄物の円滑な広域処理は必要であり、東海、東南海、南海地震等の大規模災害の発生が懸念される当地域においても他人事とは思えず、可能な限り協力をしていく必要がある。

このような共通認識のもとで、三重県、三重県市長会及び三重県町村会は、被災地の災害廃棄物について、次の条件が整うことを前提に、対応できる市町から実状にあった協力をしていく。

- 1 災害廃棄物の安全性が確認されること。
- 2 住民の不安が払拭されること。
- 3 議会の理解を得るなど広域処理への環境が整うこと。
- 4 災害廃棄物処理後の処理体制が整備されること。

平成24年4月20日

三重県知事

鈴木英敬

三重県市長会 会長
名張市長

亀井利亮

三重県町村会 会長
大紀町長

石口友晃

(立会人) 環境省

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

伊藤哲夫



災害廃棄物（がれき）の広域処理への対応に関する覚書

三重県（以下、「甲」という。）と三重県市長会（以下、「乙」という。）及び三重県町村会（以下、「丙」という。）とは、岩手県及び宮城県災害廃棄物の県内処理に関する下記の項目について、三者合意のうえ覚書を締結する。

記

1. 甲が作成する災害廃棄物の処理に関するガイドラインにおいて、県内へ受け入れる災害廃棄物の放射能（セシウム）濃度は、100 ベクレル/kg以下とする。
2. 受入れ災害廃棄物の安全性の確保については、甲が国と協議し、甲の責任において対応する。
3. 乙及び丙の構成自治体等が所有する焼却施設で発生した災害廃棄物焼却灰等の処分先は、甲が国と協議して確保する。

この覚書を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙各自署名の上各自1通を保有する。

平成24年4月20日

甲 三重県知事

鈴木英敬

乙 三重県市長会 会長
名張市長

亀井利克

丙 三重県町村会 会長
大紀町長

石口友晃



確 認 書

宮城県（以下「甲」という。）と三重県（以下「乙」という。）は、宮城県内の災害廃棄物に係る広域処理に関する基本的な事項について、次のことを確認する。

（対象とする災害廃棄物）

第1条 広域処理の対象とする災害廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）は、木くず、廃プラスチックなどの可燃物とする。

（安全性の確保に関する役割）

第2条 甲は、災害廃棄物を乙に引き渡すまで、処理を行う災害廃棄物の管理等、災害廃棄物の安全性の確保に関する責任を負うものとする。
2 乙は、災害廃棄物を甲より引渡しを受けたときから、放射能濃度の確認を行う等、災害廃棄物の安全性の確保に関する責任を負うものとする。

（処理体制の整備）

第3条 乙は、三重県内の処理体制を整備するに当たって、平成24年4月20日に三重県市長会及び三重県町村会と合意した内容に沿って、受入市町等と協議を行い、その結果を甲に伝達した上で、甲と乙が協議調整するものとする。
2 甲と乙は、前項について協議が整った後、速やかに、災害廃棄物の広域処理の実施に関する具体的な事項を定めるものとする。

平成24年4月27日

宮城県知事

村井 嘉浩

三重県知事

鈴木 英敬



確 認 書

岩手県（以下「甲」という。）と三重県（以下「乙」という。）は、岩手県内の災害廃棄物に係る広域処理に関する基本的な事項について、次のことを確認する。

（対象とする災害廃棄物）

第1条 広域処理の対象とする災害廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）は、木くず、廃プラスチックなどの可燃物とする。

（安全性の確保に関する役割）

第2条 甲は、災害廃棄物を乙に引き渡すまで、処理を行う災害廃棄物の管理等、災害廃棄物の安全性の確保に関する責任を負うものとする。

2 乙は、災害廃棄物を甲より引渡しを受けたときから、放射能濃度の確認を行う等、災害廃棄物の安全性の確保に関する責任を負うものとする。

（処理体制の整備）

第3条 乙は、三重県内の処理体制を整備するに当たって、平成24年4月20日に三重県市長会及び三重県町村会と合意した内容に沿って、受入市町等と協議を行い、その結果を甲に伝達した上で、甲と乙が協議調整するものとする。

2 甲と乙は、前項について協議が整った後、速やかに、災害廃棄物の広域処理の実施に関する具体的な事項を定めるものとする。

平成24年4月27日

岩手県知事

遠増 拓也

三重県知事

鈴木 英敬